

過去に警告の連続により廃止となった者の再申込（経過措置）

通常、給付奨学金及び授業料等減免が廃止となった後の再申込は認められていませんが、令和5年10月からの適格認定基準の改正（別紙1）より前に警告の連続により廃止となった者については、令和5年4月から再申込を認めることにより支給の再開を可能とする対応を行います。

1. 対象者

次の①・②の条件を両方とも満たす場合、再申込を可能とします。

- ① 令和5年9月適格認定以前の適格認定において連続警告により廃止となった者で、2回目の警告が「GPA事由」のみであった者
- ② 廃止の判定となった適格認定の次の学年（短大の場合は学年の半期）の学業成績等が、給付奨学金及び授業料等減免の適格認定基準でいう「継続」相当である者

2. 再申込可能な時期

（短大の場合）

廃止後の学業成績等が「継続」相当であった学年の半期（前記1. ②）の次の半期中

（栄大の場合）

廃止後の学業成績等が「継続」相当であった学年（前記1. ②）の次の学年中

3. 再申込時に確認する要件

通常の申込時と同様です（たとえば家計基準を満たさない場合は不採用となります）。ただし、学力基準については、前記1. ②に該当することをもって基準を満たすものとして扱います。

【事例1】廃止となった時点で再申込不可となるケース

：2回目の警告の事由がGPA事由「のみ」でなければ、連続警告により廃止となった適格認定の次の学年（半期）の学業成績等が継続相当であっても再申込は不可。

(栄大の場合)	1年次		2年次	3年次	4年次
(短大の場合)	1年次前半期	1年次後半期	1年次後半期	2年次前半期	2年次後半期
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり		廃止 (支援なし)	再申込不可
学業成績 (適格認定)	何らかの 「警告」相当	GPA事由+修得 単位事由の 「警告」相当		「継続」相当	—

【事例2】再申込可能となるケース

：2回目の警告の事由がGPA事由「のみ」であり、連続警告により廃止となった適格認定の次の学年（半期）の学業成績等が継続相当のため再申込は可能。

(栄大の場合)	1年次		2年次	3年次	4年次
(短大の場合)	1年次前半期	1年次後半期	1年次後半期	2年次前半期	2年次後半期
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり		廃止 (支援なし)	再申込可能
学業成績 (適格認定)	何らかの 「警告」相当	GPA事由のみ の「警告」相当		「継続」相当	(省略)

【事例3】廃止後の学業成績等により再申込不可となるケース

：2回目の警告の事由がGPA事由「のみ」であり、連続警告により廃止となった適格認定の次の学年（半期）の学業成績等が警告相当のため再申込は不可。

(栄大の場合)	1年次		2年次	3年次	4年次
(短大の場合)	1年次前半期	1年次後半期	1年次後半期	2年次前半期	2年次後半期
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり		廃止 (支援なし)	再申込不可
学業成績 (適格認定)	何らかの 「警告」相当	GPA事由のみ の「警告」相当		何らかの 「警告」相当	—

【事例4】再申込可能となる前に卒業するケース

：連続警告により廃止となった適格認定の次の学年（半期）の学業成績等が継続相当であっても、卒業により再申込が可能な期間が存在しない。

(栄大の場合)	1年次		2年次	3年次	4年次
(短大の場合)	1年次前半期	1年次後半期	1年次後半期	2年次前半期	2年次後半期
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり	支援あり	支援あり	廃止 (支援なし)
学業成績 (適格認定)	「継続」相当	何らかの 「警告」相当	GPA事由のみ の「警告」相当		「継続」相当